

## 銀天街西口景観まちづくり検討業務委託仕様書

### 1. 業務名

銀天街西口景観まちづくり検討業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は、松山市駅前広場整備に伴い、広場に隣接する銀天街西口において、景観の質向上および回遊性向上を目的とした景観まちづくりを推進するため、現状課題を整理し、商店街関係者とのワークショップを開催し、集約された意見を基に銀天街西口景観まちづくり基本計画の作成を行うことを目的とする。

### 3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務範囲

松山市湊町4丁目4番地先外



## 5. 業務内容

### (1) 計画準備

本業務を遂行していく上での技術的方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い業務全体の計画を立案するとともに業務計画書を作成する。

また、上位関連などの計画を整理するとともに商店街の課題を整理すること。

### (2) ワークショップの開催及び関係者協議の支援

ワークショップは3回実施することとする。(参加者は15~20名を想定)

また、商店街関係者との協議の支援を6回行う。

### (3) 銀天街西口景観まちづくり基本計画の作成

ワークショップで得た内容を踏まえ、ファサード整備に伴う将来のまちの姿として、イメージ図の作成及び銀天街西口景観まちづくり基本計画の作成を行う。

### (4) 打合せ協議

業務着手時、中間時、成果品納入時の3回及びワークショップ開催前の3回(合計6回)、発注者と協議を行うこと。

なお、着手時及び成果物納入時には、管理技術者が立ち会うこととする。

## 6. 貸与資料

(1) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、ただちに返却すること。

(2) 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万が一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

## 7. 報告書作成

本業務での検討・実施内容について、業務報告書としてとりまとめること。また、以下のとおり電子データを作成する。

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

イ 電子成果品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「松山市土木設計業務等の電子納品ガイドライン」(以下「ガイドライン」)という。)に基づいて作成したものを指す。

ウ 成果物は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R等)で2部、電子データの印刷物(簡易製本)2部を提出すること。

エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

## 8. 特記事項

- (1) 業務実施に先立ち、管理技術者を選任し、発注者に報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (3) 本業務については、松山市側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (4) 本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係各所へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (5) 受注者は、関連する他業務等との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- (6) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めていない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を与えること。
  - ア 再委託する業務の範囲
  - イ 再委託する合理性及び必要性
  - ウ 再委託先の業務履行能力
  - エ 再委託業務の運営管理方法
- (9) 本業務における成果品および業務中に作成した資料の所有者及び著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (10) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して、損害賠償させる場合がある。